

固体燃料を使用する器具（ペレットストーブ・ペレットボイラーなど）の 査察について

「防火対象物で使用するペレットストーブに対する消防機関の査察について」に記載する火気使用器具等の固体燃料を使用する器具（ペレットストーブ・ペレットボイラーなど）に対する消防機関の査察は、次の項目について行われます。

1 使用場所

- (1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から次に掲げる距離のうち、火災予防上安全な距離として消防（署）長が認める距離以上の距離であること。

略

対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準（平成 14 年消防庁告示第 1 号）により得られる距離

- (2) 可燃性のガス・蒸気が滞留するおそれがないこと。
- (3) 地震等により、容易に可燃物が落下しないこと。
- (4) 不燃性の床上又は台上で使用していること。
- (5) 略
- (6) 器具の周囲は、常に整理・清掃し、燃料その他の可燃物がみだりに放置されていないこと。

2 使用方法

- (1) 地震等で容易に転倒・落下するおそれのないように使用していること。
- (2) 故障し又は破損したものは、使用していないこと。
- (3) 本来の使用燃料以外の燃料は、使用していないこと
- (4) 本来の使用目的以外等不適當な使用をしていないこと。
- (5) 略